

令和5年9月1日
社会福祉法人しらぬい福祉会

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画について

○次世代育成支援対策推進法は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行うための法律です。

この法律に基づき、当法人も各事業所の職員が「仕事と子育て」を両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするとともに、仕事と生活の調和された「ワークライフバランス」をめざし、職場環境の整備に努めるため「一般事業主行動計画」を策定します。

(計画期間)

令和5年9月1日 ～ 令和10年8月31日 までの5年間

(計画の内容)

●目標1 産前産後休暇や育児休業、育児休業給付金、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

(対策) ・当事業所の制度を役職会議・掲示板・チーム手帳などを通じて、折に触れて職員への情報を提供する。

(実施時期) 令和5年度 ～ 令和10年度

- 目標2 年次有給休暇や特別有給休暇の取得を奨励し、仕事優先の生活から仕事時間と生活時間の調和のとれたワークライフバランスを推進する。

- (対策)
- ・年次有給休暇や特別有給休暇の取得状況を把握し、取得していないまたは取得日数の少ない職員に対して積極的に声かけをおこなう。
 - ・休暇を取得しやすい環境作りに努める。
 - ・アニバーサリー休暇として、バースデー休暇を創設する。

(実施時期) 令和5年度～令和10年度
バースデー休暇(令和5年11月1日)

- 目標3 子どもの出生時における育児休業の取得を促進し、取得率を女性職員は100%、男性職員は80%以上とする。

- (対策)
- ・相談窓口を設置する。
 - ・職員会議や掲示板、チーム手帳等で制度の周知をする。
 - ・育児休業を取得しやすい環境作りに努める。

(実施時期) 令和5年度～令和10年度

以上